

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会報告書

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会

平成21年11月19日

はじめに

- 財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会は、山梨県環境整備センターへの産業廃棄物の搬入実績等を踏まえた収支計画の見直し等について調査・検討するため、財団法人山梨県環境整備事業団理事長からの委嘱を受けて、本年6月23日に設置されたものである。
- これまで、6月23日の第1回から11月17日の第3回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてきたところである。
- 調査・検討の過程において、現時点では遡及困難な過去の政策判断及び事業団設立からセンター完成までの間の社会経済情勢の変化などの諸条件が、センターの経営に少なからず影響を与えている現状を認識した。
- 当委員会では、こうした事情を考慮するとともに、センターの操業後の廃棄物の受入状況や事業団による営業活動及び情報収集の状況、更には、経済情勢の動向を十分に踏まえる中で、収支計画の見直し等に係る客観的かつ公正な審査を行ってきたところであり、今般、それらの内容を取りまとめて報告書として提出するものである。
- 本報告書に記述した意見・提言については、それぞれの分野で活躍されている委員の有する専門的知識や経験などをベースとした議論を反映したものであり、経営改善の観点から速やかに取り組むことが必要と考えられるものを示した。
したがって、本報告書の意見・提言を最大限尊重され、実現に向けた検討が行われることを期待するものである。

平成21年11月19日

財団法人山梨県環境整備事業団経営審査委員会
座長 早川正秋

1 センター建設の経緯

○産業廃棄物の最終処分をほとんどを県外に依存している本県において、自県内処理を推進するため、センターは、県民の生活環境の保全と健全な経済活動を支える社会基盤施設として、安全性の確保に係る県民からの強い要請や焼却灰等の処分に苦慮する市町村からの要望、更には、公共関与による産業廃棄物最終処分場の継続的・安定的な確保を図ってほしいという産業界の強い要請を背景に、平成18年10月に工事に着手し、本年3月にすべての工事が完成し、5月に操業を開始したところである。

○構想から15年余という長い年月と様々な紆余曲折を経て完成したという事実を改めて認識したところであるが、センター建設に係る主な経緯は、次のとおりである。

<p>平成5年9月 「公共関与による廃棄物最終処分場の整備方針」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内を5地区に区分 ・順次、管理型処分場を整備 ・建設地は、各地区の市町村等で構成する整備検討委員会で選定
<p>平成6年11月 財団法人山梨県環境整備事業団の設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出捐割合：県2/6(1,000万円)、市町村1/6(500万円)、産業・経済界3/6(1,500万円)
<p>平成7年1月～平成8年3月 環境影響調査、基本設計の実施</p>
<p>平成11年10月 「県政ふれあい座談会」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明野村内2箇所において、知事と明野村民が最終処分場をテーマに意見交換(直接対話の実施) ・新たな安全対策を提示 <p>(1)三重の遮水構造(ベントナイト混合土層を敷設し、自己修復性シートを追加)</p> <p>(2)高度水処理システム(ダイオキシン類を分解・除去する装置を設置)</p> <p>(3)焼却灰の無害化(焼却灰は無害化処理して埋め立てることを基本)</p>
<p>平成12年5月～6月 地元財産区等と土地賃貸借契約等の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場用地として、朝神財産区、浅尾原共有地組合(現浅尾原財産区)、穂足財産区、朝神地区農協林管理会との土地賃貸借契約等を締結
<p>平成14年5月 埋立廃棄物の内容や処分場の規模についての見直しを公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の循環型社会の進展や廃棄物の処分量の減少などによるもの <p>(1)全体面積 14.8ha → 13.1ha</p> <p>(2)埋立容量 52万m³ → 40.8万m³</p> <p>(3)埋立廃棄物量 37.65万m³ → 30.4万m³</p> <p>(4)焼却灰 受け入れ → 熔融スラグに限る</p>
<p>平成15年1月 廃棄物処理施設設置等の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設設置許可 ・産業廃棄物処理施設設置許可

<ul style="list-style-type: none"> ・その他の許可(林地開発許可、農地転用許可、砂防法上の許可など)
<p>平成17年12月 県、事業団、北杜市の3者間で基本協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定内容 【安全対策】 <ul style="list-style-type: none"> (1)3割程度の規模縮小(埋立廃棄物量:30.4万m³ → 20.7万m³) (2)公害防止協定を早期に締結 (3)住民代表を含めた安全対策委員会を早期に設置 など 【地域振興事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・県及び事業団は、これまでの地元協議に基づく事業を基本として、北杜市と十分協議する中で、着実に推進
<p>平成18年1月 処分場の規模縮小に伴う設計変更を開始</p>
<p>平成18年4月～9月 浅尾原遺跡の埋蔵文化財発掘調査の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団が北杜市教育委員会に委託し、処分場建設地内の浅尾原遺跡の発掘調査を開始
<p>平成18年6月 県、事業団、北杜市の3者間で公害防止協定の締結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本協定に基づき、処分場の建設や運営管理に当たり、安全面に万全を期すために締結 ・協定内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)受け入れ廃棄物:産業廃棄物12品目と溶融スラグ (2)埋立期間:5.5年 (3)国の基準の10倍厳しい水質基準の設定など、管理体制の確立 など
<p>平成18年9月 廃棄物処理施設設置変更の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場の規模縮小に伴う変更許可 <ul style="list-style-type: none"> (1)全体面積 13.1ha → 11.2ha (2)埋立容量 40.8万m³ → 28.1万m³ (3)埋立廃棄物量 30.4万m³ → 20.7万m³
<p>平成18年10月 造成工事に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期:H18.10.26～H19.2.16
<p>平成19年1月 本体工事に着手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期:H19.1.29～H21.3.26
<p>平成21年3月 山梨県環境整備センターの完成</p>
<p>平成21年5月 山梨県環境整備センター開所式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H21.5.21から廃棄物の受け入れを開始

2 現行の概算収支計画

○現行の概算収支計画は、平成20年5月に策定し、理事会及び評議員会において報告を行っているものであり、

- ・平成6年度の事業団設立から平成17年度までの期間(12年間)に係るもの
- ・平成18年度から平成20年度までの建設期間(3年間)に係るもの
- ・平成21年度から平成26年度までの埋立期間(5.5年間)に係るもの
- ・平成26年度から平成36年度までの埋立後管理期間(10年間)に係るものを計上し、下記の表のとおり、全体で18百万円の収支差額を見込むものである。

○平成6年度から平成19年度までは決算(実績)額により、平成20年度以降については、収入は平成20年度予算額等により、支出は業者見積額等により積算を行っている。

○その内容については、次のとおりである。

収入			支出			(単位:百万円)
項目	金額	説明	項目	金額	説明	
建設費補助金	1,368	施設整備に係る国・県補助金	建設費	3,193	H18~H20の建設費総額	
料金収入	4,912	約23万トンを予定※	管理費	3,116	調査設計、施設維持管理費など	
運営費補助金	1,067	県派遣人件費補助金など	財団運営費	446	人件費など	
その他	16	預金利子、消費税還付金など	その他	590	借入金利子など	
合計(A)	7,363		合計(B)	7,345		
			収支差額(A)-(B)	18		

※自県内処理推進の観点から、県が実施したH15からH18までの廃棄物実態調査における実績値による廃棄物の全量相当を受け入れる前提に基づいて推計し、年平均約4万4千トンの受け入れを見込む(初年度は80%、2年度目は90%、3年度目以降は100%)

3 センターの廃棄物の受入状況

○事業団は、操業開始前の平成21年1月に、県内の産業廃棄物処分業者69社に対し処分料金等の実態について、聞き取り調査を行った。

これを基に県内処分業者から排出される最終処分対象の廃棄物量の推計を行ったところ、安定5品目は年間に約2.9万トンが処分されている状況であった。

ちなみに、現行の概算収支計画では、安定5品目については、搬入量全体の7割に相当する年平均約3万トンの受け入れを見込んでおり、過大と言わざるを得ない。

※安定型処分場：14,161トン/年、管理型処分場：14,910トン/年

※安定5品目：廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器、がれき類

○5月の操業開始後、事業団による日々の営業活動の結果、長期契約件数21件、搬入量5,003トン/年を確保するものの、次の理由により、現行の概算収支計画上の受入廃棄物量は大幅な減少が見込まれる。

- ・昨年9月のリーマン・ショック後の企業の生産活動の低迷により、産業廃棄物量は平年度の5、6割程度に減少
- ・センターへの廃プラスチック類の受入基準は、最大径が概ね15cm以下となっているが、裁断等をせずに圧縮梱包し、県外に搬出(約6,300トン/年)
- ・長期契約を締結した業者であっても、リスク回避のため、全量をセンターに搬入せず、既存業者との搬入契約を継続

○こうしたことから、センターの廃棄物の受入実績は、現行の概算収支計画上の数値とは大きく乖離している状況となっている。

	搬入台数	搬入量	受入料金
平成21年10月末現在	159台	977.25トン・m ³	17,689千円
1日当たり平均 (A)	1.42台	8.73トン・m ³	158千円
概算収支計画上の1日当たり平均 (B)		170.2トン・m ³	3,616千円
割合 (A)/(B)		5.1%	4.4%

4 収支計画の見直しに係る推計・試算

○当委員会では、現行の概算収支計画上において、

- ・収入のうち料金収入がおよそ2/3を占めていること
- ・それ以外の項目はほとんどが確定値(決算額)であること

などから、収支差額を左右する最大の要素は「料金収入」であり、その料金収入の影響因子は一般的に「営業活動に基づく処理委託契約の状況」や「景気の変動」であると考え、収支計画の見直しに係る推計・試算を行った。

※平成21年10月末現在の廃棄物受入実績は低迷しているものの、処理委託契約済みの廃棄物量は確保できるものと考えて、推計・試算を行った。

○具体的には、

- ・平成21年10月末現在において締結済みの処理委託契約書の内容から平成21年度の受入料金を算出
- ・平成22年度以降分については、継続的な営業活動による影響を考慮する観点から、「他県の公共関与処分場における搬入量の伸び率」を乗ずる
- ・この際、平成21年度から平成23年度までに3年間かけて景気が回復すると見込むことにより、全体の料金収入を推計・試算した。

○なお、より現状に即した収支計画とするため、次の作業を行った。

- ・収入及び支出のうち、平成20年度分に係る各項目については、「予算額」から「決算額」に置き換え
- ・収入及び支出のうち、平成21年度以降分(埋立期間中・水処理稼動中)の管理費などに係る各項目については、過去の「業者見積額」を用いているものは平成21年度の「設計額」(設計が済んでいない項目は、新たに徴収した業者見積額)ベースに置き換え
- ・収入及び支出のうち、平成21年度以降分(埋立期間中・水処理稼動中)の人件費に係る項目については、「平成21年10月1日現在の現員現給」ベースに置き換え など

○この結果、別紙1のとおり、収入4,285百万円、支出7,742百万円となり、収支差額として3,457百万円の赤字が見込まれることとなった。

5 収支差額が赤字となる要因の分析

(1) 現行の概算収支計画については、現状では達成が困難であると見込まれるが、その要因は次のとおりである。

【料金収入について】《収入》

○現行の収支計画では、石膏ボードや建設系混合廃棄物、非飛散性アスベストなどについても一定量安定した受け入れが見込めるものとして、廃棄物実態調査の対象の全量に相当する年平均4万4千トンを受け入れるものと見込んで策定されている。

しかしながら、最終処分量等が年々減少する中で、規模縮小も行われてきたものの、処分業者により既に一定の民間処分場ルートが確保されていることから、年平均4万4千トンの廃棄物の確保は現実的には非常に困難な状況であり、結果として、平成21年10月末現在の搬入実績は、現行の概算収支計画の5.1%にとどまっている。

- ・産業廃棄物全体の再生利用量及び減量化量の増加により、最終処分量等は年々減少する傾向にある。

※最終処分量等の推移(別紙2)

(単位：万トン)

		H5	H10	H15	H19 (全国：H18)
最終 処 分 量	山梨県	46.7 (100)	34.0 (72.8)	22.4 (48.0)	18.6 (39.8)
	うち委託 処理量	14.5 (100)	7.2 (49.7)	5.0 (34.5)	4.9 (33.8)
	全 国	8400 (100)	5800 (69.0)	3000 (35.7)	2200 (26.2)

- ・産業廃棄物の処分ルートは、既に一定の民間処分場ルートが確保されていることから、公共関与により安全性が確保され、信頼のおけるセンターであっても、最終処分量の全量相当が搬入されることは不可能である。

※本県の処理業界の意見：企業経営の安定性を考慮すると、他県の処分場も含めた複数の処分ルートを確認することが必要であるため、センターに搬入できるのは1/3～1/2程度

○経済情勢の急激な悪化が廃棄物量の減少に拍車をかけている。

- ・昨秋以降の世界同時不況に伴う産業活動の停滞やコスト縮減への取り組みにより、産業廃棄物全体が更に減少している。

※本県の処理業界の意見：昨年度の50%～60%程度

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)では、平均で昨年度の70%台前半(35%程度や60%程度の県もある)

○埋立期間については、公共関与による最終処分場を本県で初めて整備するに当たって、地元住民の不安や反発が強い中、地元住民の強い要望を踏まえ、5.5年という期間に設定した経緯がある。

しかしながら、一般的に公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の減価償却期間は15年程度となっており、経営的な視点から判断すると、相当無理な期間設定であると言わざるを得ない。

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の埋立期間は15年ぐらいが一般的(平均は約22年)

○計画当初は、一般廃棄物の焼却灰を搬入する計画であったが、平成8年の「所沢ダイオキシン報道」を契機に、平成11年10月に開催した「県政ふれあい座談会」の席上、県は、地元の意見を尊重し、一般廃棄物の焼却灰を搬入しない旨を公表した。

一般廃棄物の焼却灰の処理は、最終処分場建設の大きな要因であり、廃棄物量が減少する中で、常に一定量(平成16年度の廃棄物実態調査 3.2万トン/年)が最終処分されていることから、これを搬入しないという政策判断は、結果的に厳しい経営状況を生み出したと言える。

また、焼却灰の受入議論に終始した結果、一般廃棄物の受入品目を「焼却灰(溶融スラグに限る)」に限定し、市町村で処分に困っている不燃残さなどの一般廃棄物や道路清掃ごみなどの産業廃棄物と一般廃棄物の混合廃棄物を受け入れることができなくなった。

○センターの受入単価は、平成20年度に、他県の公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の単価等を参考に決定したものであり、妥当性は認められるものの、営業努力を行う中で、民間の最終処分場との価格競争から、料金の弾力的運用を余儀なくされるため、当初想定した料金収入を確保することは困難である。

(2)また、見直し後の収支計画がここまで厳しい内容となることについては、過去の経緯に基づき、これまで少なくとも16億円以上の経費の追加的な負担を余儀なくされてきたことを十分考慮する必要がある。

【建設費について】《支出》

○センターは、恒久的に安定した遮水材料であるベントナイト混合土層を敷設し、その上に二重の遮水シート及び遮水シート保護のための不織布と保護土を敷いた、国の基準を大幅に上回る「多重遮水構造」としており、万が一、遮水シートが破損した場合にも、破損箇所が検知できる電氣的漏水検知システムも採用している。

更には、センターからの放流水は、「高度水処理施設」により、国の基準の10倍厳しい水質にした上で放流している。

このように、地元の意見を尊重し、安全性を最優先した施設整備を行うことにより、約8億7千万円の経費が発生している。

○また、埋立容量28万 m^3 の最終処分場は、一般的には小規模であるため、建設費が割高にならざるを得ない。

※他県の状況：公共関与による最終処分場(管理型・山間地埋立)の埋立容量は40数万 m^3 から1,000万 m^3 超(平均は約205万 m^3)

【管理費について】《支出》

○計画当初では事業用地であったが、その後の規模縮小によりそのほとんどが不要となった用地の取得費及び補償料として112百万円の経費を負担している。

○センターは、平成8年3月の基本設計の実施から平成21年3月の完成に至るまでに13年を要しており、この間、規模の縮小や埋蔵文化財の保護等に伴い、2回の設計変更を行っている。このため、設計変更に要した経費として157百万円を負担している。

※センターに係る規模及び内容等の見直し経過については、別紙3のとおり

○県の政策判断の変更などによりセンターの着工が遅れ、事業団設立から平成17年までの間に、借地料として141百万円、借入金の利子相当額として164百万円の経費を負担している。

○事業団は、産業廃棄物最終処分場の建設及び管理運営を目的に平成6年11月に設立されたものであるが、県による人件費に対する財政支援が開始される平成14年度までに88百万円の経費を負担している。

○その他、平成6年の事業団設立以降、施設整備が進まない中での事務費として80百万円の経費を負担している。

○この結果、約7億5千万円の過大な経費を負担することとなり、収支計画に影響を与えている。

6 収支計画に関する意見

(1)現時点で見込まれる条件を十分に踏まえる中で収支計画の見直しに係る推計・試算を行った結果、現行の概算収支計画は現状では達成が困難であると見込まれ、別紙1のとおり35億円の赤字が想定される。

(2)このような収支の見通しとなったのは、

- 厳しい経済状況下での操業開始となったこと
- 埋立期間を5.5年という短期間に設定したこと
- 安定的に一定量の搬入が見込める一般廃棄物の焼却灰等の搬入を除外したこと
- 最終処分量等が減少傾向にある中で、民間処分場との価格競争の影響が想定よりも大きかったこと

が主たる原因と考えられる。

(3)なお、上記の収支計画は、操業開始から5ヶ月間の実績から推計したものであり、

- 季節的変動要因を加味していないこと
- 鉱工業生産指数64.5と生産活動が最も低迷している時期に操業しており、今後、企業の生産活動の回復が見込まれること

などから、今後とも適宜見直しを行い、その結果については理事会及び評議員会において審議する必要がある。

7 経営改善に向けた提言

(1)センターは、安全対策を最優先し、全国トップレベルの安全性を備えた施設として整備されているため、廃棄物の排出責任にも応えられる施設である。

このような安心で安全な施設に廃棄物を搬入することは、産業界の信頼確保にもつながるものであることから、センターの積極的な活用が図られることを期待するものである。

(2)今後の収支の改善に向けた方策としては、センターの適正な運営により安全性を立証し、まずは地元の理解を、そして県民の理解を得た上での「埋立期間の延長」や「一般廃棄物の焼却灰等の搬入」が考えられる。

- 民間はもとより、一般的な処分場であれば、埋立期間の延長により処分場の延命化を図っていくことが通常の経営形態である。
- 5.5年という埋立期間は基本設計時に決定されたものであり、その後、埋立廃棄物量の見直し(減少)が行われており、経済情勢も大きく変化している。
- ダイオキシン類が問題視され、一般廃棄物の焼却灰を受け入れないと判断した時点と比べ、現在では、ダイオキシン類の発生を抑制するための燃焼管理の向上が図られているため、焼却残さの安全性は確実に向上している。

(3) なお、事業団は、今後もセンターが県内事業者十分に利用されるよう、契約量に応じて受入料金を弾力的に運用するなど、より一層の営業努力を行う中で廃棄物の受入量を確保するとともに、経費の縮減を図ることなどにより、赤字の縮小に努めるべきである。

その上で、なお解消できない赤字については、処分場の安全性はもとより、事業団の運営管理についても責任を有している県は、事業団に対する財政支援等を検討すべきである。

- 本県同様に第3セクター方式により処分場の管理運営を行っている県においては、運営費に対する補助金や無利子(あるいは低利子)貸付金などにより財政支援を行っている例もある。
- また、近県の埼玉県や神奈川県においては、「施設運営の安全性や収支の健全性に対し県が最後まで責任を負うこと」という地元住民の要請を受け、県直営により処分場の整備及び管理運営を行っている。

(4) 産業廃棄物最終処分場の設置は、全国的に自県内処理の傾向が強まる中、山梨県内の最終処分場が、埋立容量の残りが極めて少なく受入廃棄物の種類が限られた民間の安定型処分場と排出事業者が設置する自社処分場の2つしかないという全国で最も低い整備水準にあることを踏まえ、リサイクルの推進などの環境施策、工場誘致などの産業振興策、更には地域振興策等の観点から、総合的な政策判断により推進されてきたものである。

確かに採算性確保の議論も重要ではあるが、産業廃棄物の大部分を他県に持ち出している本県にとって、県としての責任を果たすためには必要不可欠な施設であることを踏まえると、県と一体となって県民の負担を最小限に抑える努力を行いながら、引き続き、公共関与による安全性と周辺住民が安心して暮らすことのできる環境の確保を最優先とした適切な管理運営を望むものである。

【資料】

委員会の開催状況

(場所：山梨県県民会館)

	年月日	議 題
第1回	H21. 6. 23	(1)廃棄物処理法と山梨県環境整備センターについて (2)山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について (3)山梨県環境整備センターの概算収支計画について (4)経営審査委員会に係るスケジュールについて
第2回	H21. 10. 28	(1)営業実績について (2)山梨県環境整備センターの概算収支計画の見直しについて (3)その他
第3回	H21. 11. 17	(1)経営審査委員会報告書(案)について (2)その他

委 員

(アイウエオ順)

氏 名	職 業
小倉 公一	山梨学院大学准教授
勝俣 高明	公認会計士
金子 栄廣	山梨大学教授
早川 正秋	弁護士

別紙 1

山梨県環境整備センター 収支計画の見直しに係る推計・試算

収入		支出					(単位：百万円)		
項目	金額	消費税額	税込額	説明	項目	金額	消費税額	税込額	説明
建設補助	1,385		1,385	施設整備に係る国・県補助金 (1,368)	建設費	3,010	151	3,161	H18～H20の建設費総額 (3,193)
料金収入	1,446	72	1,518	H21.5月～10月営業実績に基づき、H21～H26の5.5年間を推計(景気回復を見込む) (4,912)	管理費	3,479	94	3,573	調査設計、人件費、施設の維持管理費等 (3,116)
運営補助	1,237		1,237	安全確保対策費補助金、県派遣職員人件費補助金 (1,067)	財団運営費	432	1	433	一般会計に係る人件費、管理費 (446)
その他	145		145	預金利子、消費税還付金等 (16)	その他	575		575	借入金利子等 (590)
合計(A)	4,213	72	4,285	(7,363)	合計(B)	7,496	246	7,742	(7,345)
				収支差額(A) - (B)				▲ 3,457	(18)

※H18～H20建設、H21～H26 (5.5年間) 埋立、H26～H36 (10年間) 埋立後管理

※「説明」欄の()書きは概算収支計画上の数値

山梨県環境整備センター 料金収入の推計(H21.10月末営業実績ベース)(景気回復を見込む)

別紙1 参考資料

○H21.10月末現在において締結済みの処理委託契約書の内容等を踏まえた受入料金の算出

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		合計	
	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)	搬入量 (t・m ³)	受入料金 (円)
搬入量・ 受入料金	4,428.54	77,092,319	11,720.22	213,025,877	15,912.02	289,215,669	18,338.40	333,317,382	19,243.47	349,767,839	14,034.22	255,084,856	83,676.86	1,517,503,942

○他県の公共関与による廃棄物最終処分場(管理型・山間地埋立)における搬入量の伸び率

	初年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
実績量/計画量 (平均)	57.4	83.9	91.1	105.0	110.2	120.6
対前年度比		1.46	1.09	1.15	1.05	1.09

○景気変動の見込み

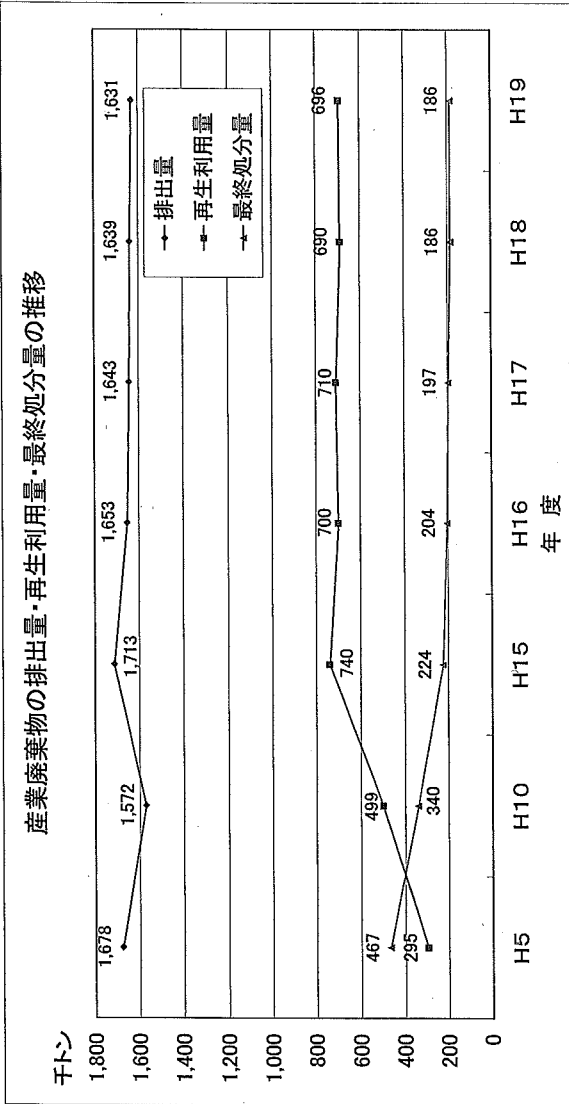
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
鉱工業指数 (生産指数)	64.5	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0
対前年度比		1.24	1.25	1.00	1.00	1.00

※現在の景気循環の谷はH20.9月頃と考えられることから、次の景気の山をH23.8月頃と見込む(内閣府によると日本の景気循環は景気の谷と山のサイクルが概ね3年)

別紙2

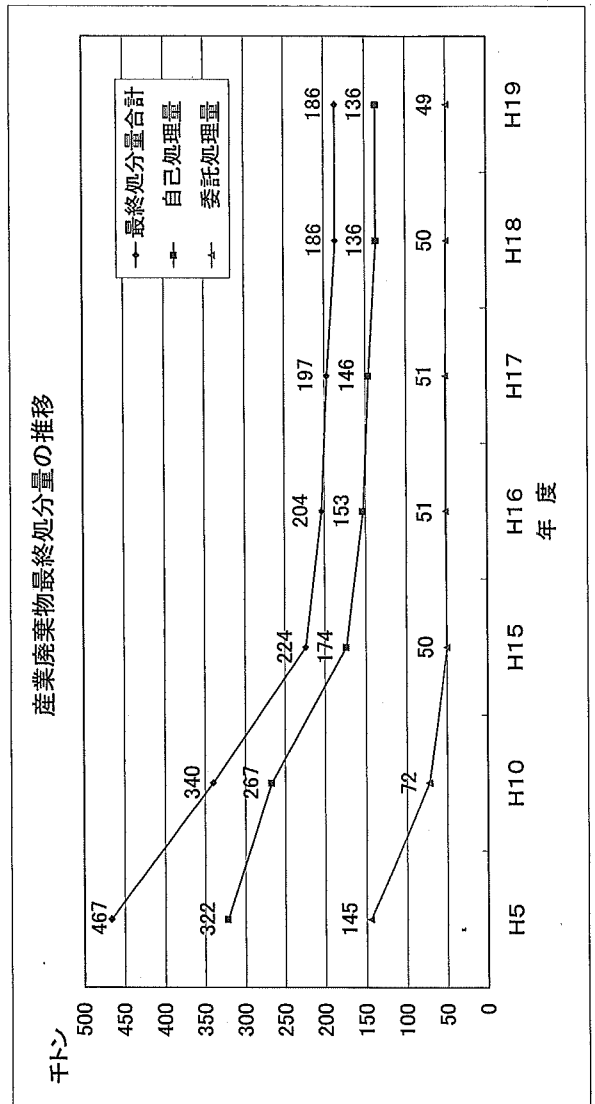
産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量の推移 (単位:千トン)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19
排出量	1,678	1,572	1,713	1,653	1,643	1,639	1,631
再生利用量	295	499	740	700	710	690	696
最終処分量	467	340	224	204	197	186	186



産業廃棄物最終処分量の推移 (単位:千トン)

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19
最終処分量合計	467	340	224	204	197	186	186
自己処理量	322	267	174	153	146	136	136
委託処理量	145	72	50	51	51	50	49



山梨県環境整備センターに係る規模及び内容等の見直し経過について

平成8年3月 (基本設計時)		平成11年10月 (ふれあい座談会)		平成12年5月 (用地契約締結時)		平成14年5月(知事記者会見) 平成15年1月(最終処分場設置許可)		平成18年6月(変更許可提出時) 平成18年9月(変更許可)		
全面積	11.7 ha	11.7 ha	14.8 ha	13.1 ha	11.2 ha					
覆土仮置場	3.1 ha	3.1 ha	6.2 ha	4.4 ha	3.4 ha					
本面積	8.6 ha	8.6 ha	8.6 ha	8.7 ha	7.8 ha					
埋立	5.1 ha	5.1 ha	5.1 ha	6.8 ha	6.0 ha					
埋立	4.0 ha	4.0 ha	4.0 ha	3.3 ha	2.5 ha					
埋立	520,000 m ³	520,000 m ³	520,000 m ³	408,000 m ³	281,000 m ³					
埋立	376,500 m ³	376,500 m ³	376,500 m ³	304,000 m ³	207,000 m ³					
埋立	143,500 m ³	143,500 m ³	143,500 m ³	104,000 m ³	74,000 m ³					
埋立	5.5年	5.5年	5.5年	5.5年	5.5年					
埋立	埋立廃棄物(13種類)	埋立廃棄物(13種類)	埋立廃棄物(13種類)	埋立廃棄物(13種類)	埋立廃棄物(13種類)					
燃えがら(焼却灰)	○	○	○	○	○					
汚泥	○	○	○	○	○					
ばいじん(飛灰)	×	×	×	×	×					
動物系固形不燃物、動物死体、 13号廃棄物	×	×	×	×	×					
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラス、コルク、繊維類、不燃物、 紙くず、木くず、繊維くず、 動物性残さ、紙さい(10種類)	○	○	○	○	○					
一般廃棄物焼却灰等	○	○	○	○	○					
底面	① 遮水シート ② ※電気的漏水感知システム ③ 遮水シート	① 遮水シート ② ※電気的漏水感知システム ③ ペントナイト混合土	① 遮水シート ② ※電気的漏水感知システム ③ ペントナイト混合土	① 遮水シート ② ※電気的漏水感知システム ③ ペントナイト混合土	① 遮水シート ② ※電気的漏水感知システム ③ ペントナイト混合土					
遮水構造	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート	① 遮水シート ② 遮水シート ③ 自己修復性シート					
処理能力	120 m ³ /日	120 m ³ /日	120 m ³ /日	120 m ³ /日	80 m ³ /日					
調整槽容量	2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日	2,400 m ³ /日	7,600 m ³ /日					
処理処	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置	微量有害物質分解除去装置					
処理	浸漬法→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→キレート吸着→消毒→放流	浸漬法→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→キレート吸着→消毒→放流	浸漬法→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→キレート吸着→消毒→放流	浸漬法→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→キレート吸着→消毒→放流	浸漬法→生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→微量有害物質分解除去装置→キレート吸着→消毒→放流					
見直しの経緯及び概要	・基本設計等を基に、当初計画を決定	・平成9年9月から平成10年3月、明野村安全対策委員会において、処分場の安全性等について協議 ・平成10年3月、同委員会が明野村長に対して意見書を出し、明野村長から知事へ意見書 ・平成10年5月、明野村長から知事へ意見書に基づき文書照会 ・知事から、地元からの安全性等に対する要望に配慮し平成11年10月に明野村で開催された「ふれあい座談会」で、計画の見直しを行う旨を告げられた ・明野村長から知事へ意見書 ・平成11年10月、明野村長から知事へ意見書に基づき文書照会 ・知事から、地元からの安全性等に対する要望に配慮し平成11年10月に明野村で開催された「ふれあい座談会」で、計画の見直しを行う旨を告げられた ・平成11年10月、明野村長から知事へ意見書 ・平成11年10月、明野村長から知事へ意見書に基づき文書照会 ・知事から、地元からの安全性等に対する要望に配慮し平成11年10月に明野村で開催された「ふれあい座談会」で、計画の見直しを行う旨を告げられた ・平成11年10月、明野村長から知事へ意見書 ・平成11年10月、明野村長から知事へ意見書に基づき文書照会 ・知事から、地元からの安全性等に対する要望に配慮し平成11年10月に明野村で開催された「ふれあい座談会」で、計画の見直しを行う旨を告げられた	・当初計画を精査したところ、掘削による土量が増える見込みとなったため、覆土仮置場の面積を3.1ha増加 ・覆土仮置場の面積を3.1ha増加	・当初計画を精査したところ、掘削による土量が増える見込みとなったため、覆土仮置場の面積を3.1ha増加 ・覆土仮置場の面積を3.1ha増加	・当初計画を精査したところ、掘削による土量が増える見込みとなったため、覆土仮置場の面積を3.1ha増加 ・覆土仮置場の面積を3.1ha増加	・当初計画を精査したところ、掘削による土量が増える見込みとなったため、覆土仮置場の面積を3.1ha増加 ・覆土仮置場の面積を3.1ha増加				